

## 経営支部の一部同志たちによる

### 「連合」組合からの脱退と別組合結成の問題について

2000年11月7日 神奈川県委員会

#### 〈はじめに〉

1999年9月30日、川崎南部地区委員会の日本石油化学の党支部に所属する7人の同志と同地区地区委員のA同志が、日石労組（「連合」1076人）を脱退し「化学川崎地域労組」（川崎労連）に「加盟」という問題が起きました。これは、川崎南部地区委員会と県委員会が関係支部と担当地区委員であるA同志に対して、指導と話し合いを行っているその途中で、しかも、この問題で中心的役割を担っているA同志との関係では、99年7月の地区と県委員会との話し合いで、機関の指導に納得しないA同志の「中央委員会に意見を出し、中央と話したい。中央がダメといえればそれで納得せざるをえない」との意志表明を受け、同時に「それまでは立ち上げない」との約束があったなかでの一方的行動であり、きわめて重大な問題です。

この問題が党の方針と組織原則にてらし、何が問題であるかを解明し、問題の解決と今後の指導に生かしたいと思います。

#### 1、経過について

まず経過の問題ですが、97年川崎市川崎区の石油コンビナーのなかの日石化学、日本ユニカーの党支部と活動家を中心として、「連合」を脱退し、新しい組合を立ち上げようとする動きが生まれました。

98年5月、川崎南部地区委員会として関係党员から事情を聞く場を持ち、機関として正確に事態を掌握することとなりました。このなかでは、同年4月時点ですでに「結成準備会」として「よびかけ」「Q&A」「組合同約」などが作成されていて、具体的に準備が進んでいることも明らかとなりました。

その後、地区委員会と県委員会は、日石化学と日本ユニカーの支部と担当地区委員に対して、「連合」を脱退しての「別組合の立ち上げ」は党の基本方針にてらし、誤りであることを解明し、この間延べ十数

回話し合いを続けてきました。

しかし、そうした話し合いのなか、98年9月「化学川崎地域労組」が発足し、98年11月には日本ユニカーから二人の管理職がこの組合に加わるなど、「少数派組合の立ち上げ」が具体的に進行され、機関の指導をうけている途中にもかかわらず、〈はじめに〉でのべた事態に至ったものです。

#### 2、職場情勢の見方が分岐点・・・今日の職場情勢の激変・労働者の変化をいかにとらえ、確信とするかが重要

重要なことは、なぜ党员が党の方針とは異なる道を選択しようとしたかという問題です。同志の中には「そういう方針だとは知らなかった」という人もいましたが、「少数派組合の立ち上げ」に固執した背景には、「これまでの職場を中心にした活動だけで仲間を増やし、闘いを継続して行くことは極めて困難」「現状の労働組合の中で多数を制することは極めて困難」（結成準備会のQ&Aより）という職場情勢の見方に関して敗北主義的なとらえ方、見方の問題があります。

第21回大会決定では、「労働組合の民主的な発展の問題では、全労連とともに職場のなかでの党と民主的な人々の努力が決定的に重要である。経営での多数者の獲得をめざした党活動、職場革新懇の結成と発展、大きな破綻のもとにある『連合』路線を職場で包囲し、労働組合の階級的民主的強化をめざす活動などを、これまでもまして強める。日本の社会と運動のもっとも重要なこの分野に、強固な陣地をひろげ、圧倒的な影響力をうちたてることをめざす。」とのべて、今日、日本共産党と国民との関係が新たな段階に入り、職場のなかでも反共のカベが崩れ、支配の体制が崩れはじめている現在の新たな情勢のもとで、いよいよ本格的に労働組合の階級的民主的強化をめざす活動に取り組むことが、経営支部の任務として提起されていることを明解にしました。

今日、戦後の労働運動や大衆運動に大きな影響力をもってきた社会民主主義勢力の凋落は、労働者の団結と労働戦線統一の最大の障害となってきた「特定政党支持義務づけ」路線が名実ともに崩壊したことを意味しています。それは、職場の労働者が切実な要求にもとづいて

団結できる条件、様々な潮流の労働組合が一致する要求や課題で共同をすすめて、労働組合運動の初歩的・基本的原則にもとづいて労働戦線を統一する条件を大きくひろげるものです。こうした情勢に確信を持って「連合」職場での活動を前進させる必要があります。とりわけ、「連合」の中心部隊の民間大経営でのたたかいは、日本の独占資本主義の牙城での闘いとしての特別の意義をもつものであり、そこでの不屈のたたかいと潮流があつてこそ、階級的ナショナルセンターを中心とする全国的な統一闘争とあいまって、要求闘争の前進と労働組合の階級的民主的強化の可能性を現実に転化させることができるのです。

こうした見地から「労働組合運動の階級的民主的転換をかちとることを、党と民主勢力全体の共同の歴史的任務と位置づけ、あらゆる努力と知恵をかたむける必要があります。」と21回大会決定は強調しているのです。

99年10月に開催された「全国都道府県委員長会議」の志位書記局長の報告のなかで「かつてない大規模なリストラ人減らしの嵐が、民間、公務員をとわず吹き荒れています。しかもそのリストラの鋒先は、これまでそういう対象に比較的ならなかった管理職層やホワイトカラーもふくめて、すべての労働者にむけられています。」「このことが職場支配の体制に激変をもたらしています。従来の『企業第一主義』『反共支配体制』による職場支配の“秩序”が内部から崩壊しつつあります。日本共産党への偏見の壁も大きく変化しています。これは、経営支部が困難なもとで不屈に陣地をまもり、労働者の利益をまもったたたかいぬいてきた結果であると思います。」とのべ、「こうした職場情勢の激変は、経営支部の党活動の発展に新しい条件をひらいています。」と指摘していますが、いまこそ労働者の中に打って出て「今のままでは職場は変えられない」との認識をいかに実践的に克服するかが問われています。「連合」職場、大企業のなかにあつてこそ、こうした職場情勢を正しく攻勢的にとらえて、ねばり強くしかも大胆に職場での多数派獲得をめざした活動、労働組合の階級的民主的強化の課題に本格的に取り組むことが求められていると思います。

さらに、99年の「大運動」推進交流会議での不破委員長のまとめで「70年代半ばからの第二の反動攻勢のなかで、戦前を思わせるよ

うなひどい抑圧をうけながら、民間大経営でもがんばって党組織を維持し発展させてきました。そういう党組織を私たちは全国かなりの規模でもっています。こうして苦しい時代に陣地をまもりぬいてきた経営の党組織が、いま『支部が主役』という時代に、何を求められているか、相手側の職場支配の根幹が大きくゆるぎだし、労働者の要求がかってなく切実なものになってきたいま、経営の支部が職場をかえ、組合をかえ、職場で労働者の多数派になるという方向で何が求められているのか、これがいま指導の側の大きな問題になっていると思います。」としている点をいまいちどしっかり受けとめる必要があると思います。

### 3、いったいだれが「連合」労組の民主的階級的強化の課題に責任をもって取り組むのかが問われている問題

なぜ今回の「連合」労組から脱退しての「別組合の立ち上げ」が、わが党の方針との関係で誤りになるのかについてです。

わが党の労働組合運動に関する方針として、基本的で包括的なものは10大会6中総決定です。このなかで「職場を基礎にした活動を強化するためには、たとえその労働組合の現在の傾向がどうであっても、労働組合の諸組織を積極的に活用することが重要である。労働組合が右翼社会民主主義者の指導と影響のもとにあるからといって、党が、職場における労働者の要求や闘争を積極的にとりあげさせる努力をおこたったりすることは正しくない。独占資本とつながる反共右翼分子が労働組合の諸機関をにぎり、反共と労資協調を基本方針にして、独占資本に協力しているようなところでは、この活動は、きわめて困難であるが、たとえどんな右翼的な傾向の労働組合であっても、それが労働者の大衆組織として組織されている以上、労働者の利益をまったく無視することはできないという一面をもっている。党は、職場の労働者自身が組合組織を活用して団結し、組合に要求をとりあげさせ、たたかいを組織するよう活動しなければならない。」とのべて、経営の党組織はどんなに困難なもとでも、職場に深く根をおろし、職場を階級的労働組合運動の不拔の砦に変えるため奮闘することを、経営支部の基本的任務として強調しています。

これに対しA同志は「今日の状況は30年前とは大きく異なり、この決定をもって単純に決定違反というのはおかしい」と10大会6中総の見地を否定しますが、30年たったの今日の情勢はむしろ10大会6中総のその基本的見地をますます重要なものにしていきます。

1980年に宮本委員長（当時）は、日本記者クラブで講演し、「労働組合というのは、私どもはある職場、ここでは一組合であるべきである、そしてそれがかりに反動的な、右翼幹部が指導権をもっている、そのなかで忍耐強く組織の統一を守って、そういったところでその指導方針が気に入らないというかたちで分裂はすべきでないと考えております。労働組合の基礎組織、職場の組織においては、反動的な方針がでていても、やはりその職場の大衆といっしょに根強く、よくするために奮闘する」と「別の組合をつくる」ことに対しての党としての基本的見解を示しています。

第18大会決定では、「各級機関の労働組合運動への指導を改善し、指導能力をたかめ、総評や県評が解体してゆくというこの重大な機会に、未組織労働者の組織化をふくめ労働組合運動へのとりくみを抜本的につよめる必要があります。」（中央委員会報告）「労働戦線の右翼的再編に抗して前進できる不拔の力を経営や職場のなかにきずくために、労働者のあいだでのとりくみをいっそう意識的に追求する必要がある。」（大会決議）と「別の組合をつくる道」ではなく、あくまでもその労働組合の民主的階級的強化のため奮闘することを確認しています。

19回大会時の決議案討論においては、埼玉の同志から「いかなる反動的労働組合のなかでも、労働者大衆の利益のために活動するという不動の原則を堅持し」（大会決議案）とのべていることに関連して、「党中央は労働者固有の権利である組合選択の自由を、分裂すべきでないとして認めない方針」であれば、「賛成できない」「民間大経営内の活動家は、その力量のあるところは、連合系の組合を脱退し、第二組合を結成し、産業別組合を結成し、全労連に加盟していくべきだ」という意見が寄せられました。

これに対し、中央委員会の佐藤正之同志が、「第一に、『決議案』がのべている『いかなる反動的労働組合のなかでも、労働者大衆の利益のために活動するという不動の原則』とは、すべての経営・職場に強

大な党を建設することをぬきに労働組合運動の前進はありえないという経営内における党建設の重要性を強調しているものです。周知のように、『連合』は独占資本の牙城である民間大経営の労組を基礎にしています。『連合』参加の職場では、本来、労働者の生活と権利を擁護すべき労働組合が、『労資一体化』路線をとって、逆に労働者を苦しめる役割を担い、労働者の階級的な結集を妨害しています。これらの職場で労働者の利益をまもってたたかっているのは、日本共産党の党組織と党员です。この党を大きくつよくすることをぬきにして、日本の労働組合運動の階級的前進を切り開くことはできません。もし、このことを軽視し、たとえば少数の日本共産党员が中心になって別組合をつくることを基本にし、その他の広範な労働者をいつまでも反共労働組合の支配下におくようなことをすれば、労働者の階級的結集を土台に労働組合運動の真の統一をめざす日本共産党の任務を自ら放棄することになるでしょう。第二に、（埼玉の）同志は労働組合運動の政策として、党中央が組合選択の自由を『否定している』かのようにのべていますが、党中央は労働者の組合選択の自由を否定したことはありません。労働者には、労働組合への加入、脱退の自由があり、労働組合の選択の自由は、労働者一人ひとりの権利に属するものです。（中略）

問題の核心は、この権利を労働者の利益を擁護する労働戦線の階級的統一をめざすたたかいのために行使するかどうかということです。

重要なことは、全労連が結成されたという新たな条件のもとで、階級的な労働組合の強化、拡大とともに、反動的な労働組合のなかでも党建設を土台として労働者の利益擁護、要求実現のたたかいを全労連の支援のもとにいっそう強化することです。（中略）

今日、全労連が結成されたもとで、『連合』内の労働者をはじめ広範な労働者のなかで、切実な要求にもとずく多様な共同行動を発展させる活動が、いよいよ重要となっています。それだけに日本共産党とその党员が『決議案』に示された立場を堅持して、不屈に活動することが求められているのではないのでしょうか。」と反論を展開しました。

19大会決議は「同時にいかなる反動的労働組合のなかでも、労働者大衆の利益のために活動するという不動の原則を堅持しその経営の組合がどの流れに属しようと、また組合未組織の状態にあらうと、す

すべての経営・職場で、党建設と党勢の拡大、大衆闘争の強化、労働組合の組織と民主的階級的強化のために奮闘する。『連合』参加労組の職場、とくに民間大経営での活動は、日本の独占資本主義の牙城でのたたかいとして、特別の意義をもつ。」とのべ、経営支部の活動における原則的見地を明確にしました。

A同志はこうしたわが党の方針について「18～21回大会での討論も論点がづれている」とし、「組合が別であっても同じ職場で同じ労働条件で働いているのですから、大衆と一緒にねばり強くたたかうことに変わりはないし、労働者大衆を見捨てることにはならない」と主張します。そして「民間経営の中で闘う場合、労組法という公的権利を行使して組合掲示板に私たちの考えを示し、機関誌を配布し、不当な攻撃を具体的に阻止できる事示し、『連合』所属労働者に勇気と希望を与え、組合としての組織拡大と党建設を進めることが職場を変えて行く近道だと確信しています。」とし「企業内組合を脱退し、地域労組への加盟」することを、より積極的な方針として認めるべきとしています。

しかし、現在第一組合にあって少数ながらも第二組合の労働者も視野に入れ、要求実現などに取り組み奮闘している例は沢山あります。しかし、それで第二組合がその影響を受け自ら変化してゆくものでもないこともまた、多くの事例の示すところではないでしょうか。

問題は「連合」労組のなかでの民主的階級的強化をだれが責任を持って推進して行くかという問題です。

現在、全労連は106万人を組織し、「連合」はその7倍の743万人を組織しています。国政革新の事業を考えたとき、労働戦線の統一の課題、「連合」労組の民主的階級的強化の問題は、国政革新の事業を左右する問題と言っても過言ではありません。

いずれにせよ「連合」の組合員から脱退・別組合の結成を見た場合、動機や理由に共感を示したとしても、それは組合分裂行動であり、労働者の団結、組合の団結をみだす行為と写ることはさけられないのではないのでしょうか。それは、多数派を形成してゆくうえで大義名分を自ら放棄するものであり、党の「職場に責任を負う」という立場に照らし、労働者大衆とともに不屈性を発揮し、組合を変え職場を変える

という根本的なところでの問題となります。激しい資本の攻撃のなかで、労働者大衆とともに苦楽をともにしてこそ信頼関係を高め、党員拡大を中心とする党勢拡大の条件を広げ、職場のなかに多数派を形成して行く展望が開けるのではないのでしょうか。

なお一部に「少数派組合」を否定されているかのように誤解されている人たちがいますが、問題となっているのは、自ら「連合」労組を脱退し少数で別組合を立ち上げるということについての党としての考え方、方針についてなのです。現在も会社の分裂策動に屈することなく戦い抜いている歴史と伝統をもった「少数派組合」は多数存在しています。また、やむにやまれぬ事情から「連合」労組を脱退し、新しい組合を作ったり、別組合に加盟をしている経験もあります。そうした事例を否定しているものではありません。

#### 4、根本にすえるべき重要問題

労働組合の選択の自由はすべての労働者の基本的権利です。と同時に、共産党員は自由な意志に基づき加わった、その結社の構成員としてのスタンスを考える必要があります。労働組合の選択権をどのような見地で行使すべきかという問題です。一般的には基本的権利であるが、共産党員はその組合、または労働戦線の状況下でどのような行使の仕方が最も労働運動を前進させ、多数の労働者の利益を守る道かを基準にして行うべきです。具体的には、階級闘争における最高の到達点であり、全国の英知の結集である党の大会決定に基づいて行使すべきです。

なお、階級的立場とは何かですが、それは必ずしも“戦闘的”“先進的”に要求をかけたたたかうことだけを意味するものではなく、広範な労働者の団結、広範な労働者の要求にもとづく統一と共同行動を組織することにあります。今日の情勢は特にこのことが重要になっています。かかっている要求そのものが正しくても、多数の労働者の共感と支持を得るものでなければ、階級的見地に立ったものとはいえません。今日最も重要なことは、路線、潮流にもとづく組合選択ではなく、切実な要求にもとづく協力・共同を探求することです。ましてや組織的な選択を優先させることではありません。

## 5、議論の途中での「見切り発車」は党規約と組織原則にかかわる重大な問題

党の民主集中の組織原則にてらしての問題です。地区委員会や県委員会の指導を受けているその途中でありながら「別組合の立ち上げ」を進行させ、ついにはその指導を受け入れず、一方的に「連合」労組からの脱退を強行したという点に、重大な組織的問題があります。

そもそもは経営支部の基本にかかわる大変重要な問題であり、事前に地区委員会の指導を受けるべき内容でしたが、機関にたいして何らの相談、報告もないまま「別組合の立ち上げ」が進められていたという経過があります。そして、機関の指導が入ってからもその指導を受けとめず、一方的に「立ち上げた」という点で、党規約の組織原則＝規約第十四条（四）「党の下級組織は、その上級の指導機関にたいし、その活動を定期的に報告するとともに、その意見を上級機関に反映する。」（五）「党の決定は、無条件に実行しなくてはならない。・・・下級は上級に、全国の党組織は、党大会と中央委員会にしたがわなくてはならない。」（第22回党大会議案・党規約改定案では変更）にてらして、重大な逸脱となる問題です。

さらに、規約第二十一条では、「党の政策・方針について、下級組織は、党の組織内で討論をおこない、その上級機関に自分の意見提出することができる。ただし、上級機関が決定したのちは、それにしたがって、実行しなくてはならない。もし、上級機関の決定が、下級機関の実状にあわないと認めればあいには、下級組織は上級機関にその決定の変更をもとめることができる。ただし、上級機関がなおその決定の実行をもとめたばあいには、下級組織は無条件にこれを実行しなくてはならない。」とのべています。この点で、党の方針にたいしての意見は、おおいに提起され、討論されてしかるべきですが、今回の場合、たび重なる地区委員会・県委員会の指導にかかわらず、その方針を理解しようとせず、一方的におし進めた点で、党規約と組織原則にかかわる重大な問題です。

## 6、指導機関としての自己検討

最後に、党機関としての指導の問題についてですが、「連合」労組から脱退し別組合の立ち上げる、という問題がわかった段階で、機関としての対応という点で機敏さに欠けていたこと。この間、参議院選挙、一斉地方選挙などがあつたとはいえ、指導が緩慢であつたことなど、指導機関として反省しなければならないことがあります。

また、関係支部への指導という点で、担当地区委員まかせとなり、支部や関係する同志にたいし党中央の決定や方針を十分に理解させ、納得を得るところまで援助しきるといふ点で不十分さがあつた今後の教訓にしなければなりません。

日石化学や日本ユニカーの党支部のなかには、「連合」労組にとどまって頑張っている同志たちもいます。いま大切なことは、引き続き支部への援助・指導を強め、誤りを克服し団結を回復してゆくことです。

政治の革新と労働運動の新たな前進方向を切り開くうえで、経営のなかでの党建設は不可欠の課題です。日本の労働運動が新たな段階に入ったもつとで、労働運動の発展のため、党建設とりわけて党員の拡大はまさに焦眉の課題となっています。ここでの前進を勝ちとることに機関としての努力を一層かたむけて行きたいと思ひます。

地区委員会・県委員会は、この痛苦の経験を生かして、神奈川での労働運動の前進、経営支部での強大な党建設のため奮闘する決意です。

以上